

事 調 第 1 5 1 号  
令和2年(2020年)4月22日

各（総合）振興局産業振興部  
産 業 振 興 部 長 様  
地 域 産 業 担 当 部 長 様

農政部農村振興局事業調整課長

#### 新型コロナウイルス感染症に係る対応等について

このことについて、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年(2020年)4月15日付け事調第100号事業調整課長通知）により、入札・契約に当たって適切な対応をお願いしたところですが、『新型コロナウイルス感染症』の感染拡大防止のための『北海道』における緊急事態措置（令和2年4月20日）において、道民に対し外出等の自粛を要請していることから、次により対応するようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 入札等の契約事務について

入札等は、原則、電子入札によることとし、紙提出による場合や落札業者との契約手続きを行う場合は、郵送によるなど感染症の拡大防止に努めること。

##### 2. 工事現場等における感染予防対応等について

工事現場等においては、公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止について」（令和2年(2020年)2月27日付け事調第1276号事業調整課長通知）に基づき、感染予防の対応を徹底するとともに、作業従事者等の健康管理に留意するよう指導すること。

また、作業従事者等に感染が判明した場合には、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図ることや、管轄保健所等の指導に従い適切な措置が講じられるよう指導すること。

##### 3. 工事及び業務の一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者等が現場作業に従事できなくなることに伴い、受注者から工期の見直し等の申し出があった場合には、必要に応じ、工期の見直しや請負代金額の変更等、適切な対応を講じるとともに、罹患に伴う影響で、現場の施工を継続することが困難と認められる場合においては、的確に工事の一時中止を指示すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等のため、受注者から一時中止等の意向の申し出があった場合には、当面の間、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈及び検査、打合せ等の対応について」（令和2年(2020年)3月4日付け事調第1320号事業調整課長通知）に基づき、一時中止等の措置を行うとともに、設計図書等の変更、工期の見直しや請負代金額の変更を行うこと。

また、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の今後の対応について」（令和2年(2020年)3月24日付け事調第1480号事業調整課長通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の罹患や、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できない場合の他、これらにより資機材等の調達ができないなどの事情により現場での施工を継続することが困難となった場合についても、当面の間、受注者の責めに帰すことができないものとして取り扱うこと。

#### 4. 完了検査等の対応について

完了検査等にあって、受託者の立会が困難であるときは、当面の間「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈及び検査、打合せ等の対応について」（令和2年(2020年)3月4日付け事調第1320号事業調整課長通知）を参考に、電話等の活用により実施するなど適切に対応すること。

#### 5. 総合評価落札方式の評価項目

総合評価落札方式におけるCPDの取扱いについては、「総合評価落札方式に係る標準評価項目の特例措置について」（令和2年(2020年)3月3日付け事務連絡技術管理担当課長通知）により対応すること。

#### 6. 監理技術者等の建設業法上の取扱いの明確化について

監理技術者等の建設業法上の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」（令和2年(2020年)3月3日付け事調第1313号事業調整課長通知）に基づき適切に指導すること。

#### 7. 下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について

受注者は、下請負人に対して建設工事の請負代金・賃金の不払い、不測の損害を与えることがないように、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について」（令和2年(2020年)3月24日付け事調第1487号事業調整課長通知）に基づき適切に指導すること。

調整係  
設計積算係  
技術指導係